

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

《知名町の地勢》

知名町（以下「当町」という。）のある沖永良部島は、鹿児島市の南方約 546km、また那覇市の北方約 180km の洋上に位置する島で、南方には太平洋を隔てて与論島や沖縄本島が望まれ、北東部は和泊町と接しており、北は東シナ海に面している。

当町は、標高 245m の大山を中心にその大部分が第四紀の琉球層群に覆われたカルスト地形を呈しているため、石灰岩が露出している所が多くあり、河川はほとんどなくわずかに 2 級河川の余多川があるのみで、亜熱帯樹林が繁茂する大山周辺以外は比較的平坦部が多い。

土壌は粘土質が多く、山腹には無数の鍾乳洞が発達し、現在公開されている「昇竜洞（鍾乳洞）」は「東洋一を誇る」といわれ、本町観光資源の拠点として多くの観光客が訪れている。

大山周辺にはドリーネ（凹地）が点在しており、その数は 200～300 ともいわれている。この中には様々な鍾乳洞があり、その洞内を流れる地下水が海岸部で湧水となっている。これらは古くから島の人々の水源として利用されており、湧水の周辺に集落が形成されている。

一方、海岸線は極めて単調であるが、珊瑚礁がよく発達しており、年平均気温 22℃という温暖な気候とあいまって南国情緒豊かな土地である。

《当町の気象》

当町の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じて温暖多雨であり、台風の常襲地帯である。このうち、梅雨期と台風による雨が集中して降るのが特徴である。当町を含む奄美地方への台風接近数については以下の通りである。

奄美地方への台風接近数（台風統計資料：国土交通省気象庁）

| 年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年間 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 2014 | | | | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | | | 8 |
| 2015 | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | 3 |
| 2016 | | | | | | | | | 3 | 1 | | | 4 |
| 2017 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 3 |
| 2018 | | | | | | 1 | 3 | 4 | 1 | 1 | | | 9 |
| 2019 | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| 2020 | | | | | | | | 3 | 2 | | | | 4 |
| 2021 | | | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| 2022 | | | | | | | 3 | 2 | 1 | | | | 5 |
| 2023 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 9 | 16 | 9 | 6 | 0 | 0 | 41 |

台風の中心が鹿児島県の奄美地方のいずれかの気象官署等から 300 km 以内に入った場合を「奄美地方に接近した台風」としています。

(注) 接近は 2 か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しません。

また、7月～8月にかけては1年中で最も天気安定し、日照時間は年中で最も長くなる。しかし、この強い日射により干ばつを起こすこともしばしばである。

梅雨は本土より1か月早く5月中旬頃に始まり6月下旬頃に終わる。季節風は夏と冬に顕著に現れ、夏は南東から南、冬は北から北西の風となる。冬の季節風は北西部の地区一帯で激しく、その期間は11月頃から翌年の3月頃までに及び、特に12月後半から2月にかけては、最大風速が10m/sを超える日が数日続くことが多く、沿岸漁業や農業等に与える影響は大きなものがある。

これらの特殊な気象条件は、本土との交通は勿論、本町の農業、漁業をはじめとする産業振興の大きな阻害要因となっている。

《災害の特性》

台 風

本町における気象災害のうち、特に災害の大きいのは、台風災害であり、家屋の損壊、道路決壊、農地の流失等台風の襲来の際に甚大な被害を受けている。これは本町が太平洋と東シナ海に面している上、町中央部の大山の外には山林がなく、台風の度に暴風雨及び高潮による塩風が農作物に与える被害を一層大きくしており、例年莫大な被害を受けているのが本町の災害の特性であるといえる。

大 雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。また、予測の難しい豪雨（線状降水帯の発生等）の対策も必要である。

高 潮

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。昭和20年の枕崎台風など県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のはほとんどは、暴風、大雨に加えて異状な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、「吸い上げ効果」（台風の中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いと、中心付近の海水を吸い上げ、海面を持ち上げる現象）や、「吹き寄せ効果」（強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる現象）、台風の中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなることから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

火 災

本町では、小規模な人家火災及び自然火災はしばしば発生しており、火災に対する予防は十分に図られなければならない。

町内の火災発生の状況を見ると、冬から春先にかけて大きな火災が多発している。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風が吹いており、空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。この時期における火災防止対策には十分注意する必要がある。

地震および津波

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、奄美群島太平洋沖（南部／北部）で地震が発生した場合は、大きな被害を引き起こすことも十分に考えられている。また、地震による津波被害想定では、奄美群島太平洋沖（南部）の場合、11分で津波が到着し22分以内に5メートル近い津波が予想されている。

近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生し、強震動による建造物の崩壊や津波により、多くの人命や財産が失われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

(2) 商工業者の状況 (知名町商工会 (以下「当会」という。) 実態調査より)

- ・ 商工業者数 300 人 (令和5年12月31日現在)
- ・ 小規模事業者数 283 人 (令和5年12月31日現在)

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|----------------|-------|---------|----------------|
| 建設業 | 41 | 38 | 町内一円に点在 |
| 製造業 | 16 | 16 | 町内一円に点在 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 0 | 中心市街地に集中 |
| 情報通信業 | 2 | 1 | 中心市街地に集中 |
| 運輸業、郵便業 | 6 | 6 | 小米商店街に集中 |
| 卸売業、小売業 | 72 | 69 | 町内一円に点在 |
| 金融業、保険業 | 1 | 0 | 中心市街地にあり |
| 不動産業・物品賃貸業 | 9 | 7 | 町内一円に点在 |
| 学術研究、専門・技術サービス | 10 | 10 | 町内一円に点在 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 69 | 67 | 小米商店街に集中する |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 38 | 39 | 町内一円に点在 |
| 教育・学習支援業 | 7 | 7 | 中心市街地に集中 |
| 医療、福祉 | 5 | 5 | 町内一円に点在 |
| 複合サービス事業 | 4 | 1 | 町内一円に点在 |
| サービス業 | 18 | 17 | 小米商店街に集中する |
| 合計 | 300 | 283 | |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 知名町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 災害に強い施設等の整備、災害応急対策への備え
- ・ 住民の防災活動の促進
- ・ 防災備品の備蓄、防災マップの作成および配布

2) 当会の取組

- ・ 自然災害等リスク認識、各種制度の情報応報提供
- ・ 知名町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 知名町商工会危機管理対応方針の作成
- ・ 事業者BCP策定に関する指導・助言
- ・ 事業者BCPの取組状況のフォローアップ。
- ・ 災害時の被害状況把握、知名町への情報共有。

II 課題

- ・当町においては、台風常襲地帯であり毎年大小の被害を農作物や家屋へ与えており、台風に対する警戒感が備わっている反面、その他の自然災害（大雨・地震・津波等）に対する脅威が薄れている。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、共済・保険制度の加入状況を確認。保険未加入者に対する制度の周知を図り、災害リスクに対する意識啓発や保険相談会等を行いながら、保険制度等の加入推進を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」やハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や当町広報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者へ損害保険の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に関しては、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

| 項目 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 事業者BCP策定件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 専門家派遣件数 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| セミナー開催件数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

2) 商工会自身の事業継続計画の見直し

- ・ 当会は、事業継続計画（知名町商工会危機管理対応方針）を令和元年10月に作成済み。知名町地域防災計画等に整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と提携している各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償）などの紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ及び事業の評価

・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況確認を実施する。

| 項目 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 事業BCP等の取組状況のフォローアップ件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |

・毎年度、(仮称) 知名町事業継続力強化支援推進会議（構成員：当会等（法定経営指導員の参画含む）、知名町）を年1回（7月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

また、協議会の評価結果は、理事会へフィードバックした上で、事業実施方法等に反映させるとともに、ホームページへ年1回掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害等が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

6) 当会の支援環境整備の実施

・自然災害等により支援業務に支障をきたす場合（商工会事務所が利用できない等）を想定し、県下商工会で活用している「クラウドファイルサーバー」の活用を進め、当会独自でもバックアップサーバーを導入することにより、データ消失防止とテレワーク環境を整備する。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会等と当町で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会等による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町（企画振興課・総務課）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「トタン(瓦)が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域においては連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「トタン(瓦)が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|--------------|
| 発生後～1日目 | 1日に3回連絡を共有する |
| 2日目～5日目 | 1日に2回連絡を共有する |
| 6日目～2週間 | 1日に1回連絡を共有する |
| 3週間～4週間 | 2日に1回連絡を共有する |

・必要な情報把握と発信を行うとともに、交代勤務の導入等の体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会等より(知名町商工会の場合は県商工会連合会を通じて)県の商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て(メールアドレス: dantai@pref.kagoshima.lg.jp)

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

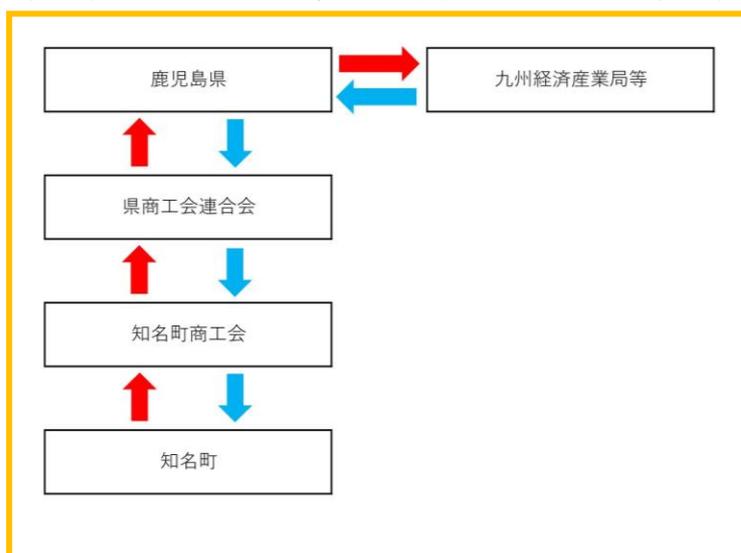
策定者: _____
電話番号: _____

メールアドレス: _____

被害合計金額

| 事業所名 | 住所 | 業種 ※任意 | 従業員数 ※任意 | 被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可 | (被害額内訳) 単位: 千円 | | | | 被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば、 |
|------|----|-----------|-------------|-------------------------------|---|----------------------|------|-----------------|----------------------------------|
| | | | | | 土地 (増積土砂排除 費・整地費) (事業所資産に属 否) | 建物 (事業所資産に属 否) | 機械設備 | 商品、原材料、 仕掛品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |

- ・全国商工会連合会の危機管理マニュアルに基づき、商工会職員等が確認した被災状況を「商工会災害システム」へ入力（県連等へ報告）することにより、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援を目指す。
- ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と当町が共有した情報を県が指定する方法にて当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）又は当町より県へ報告する。
- ・当会（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と当町が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

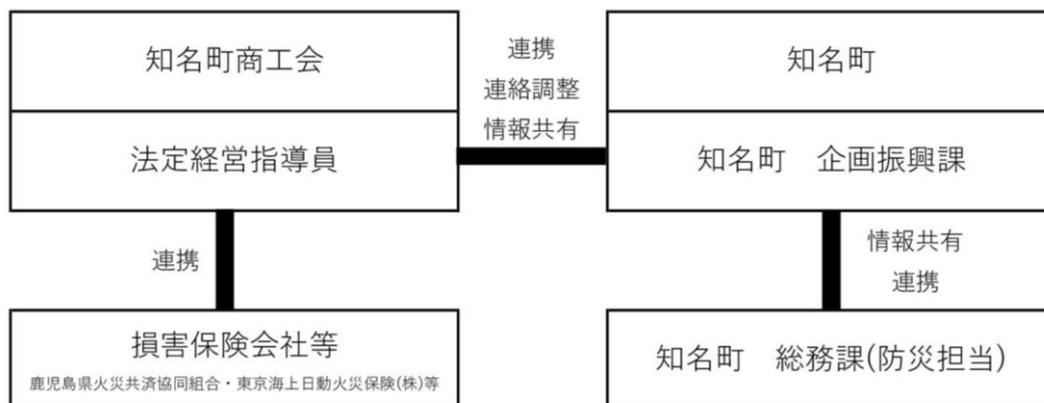
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員(以下「法定経営指導員」という。)による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

知名町商工会 法定経営指導員 上玉利謙道

鹿児島県大島郡知名町知名 303 番地 1 Tel 0997-93-2105

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

知名町商工会

〒891-9214 鹿児島県大島郡知名町知名 303 番地 1

TEL : 0997-93-2105 FAX : 0997-93-5195

E-mail : tina-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

知名町企画振興課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地

TEL : 0997-84-3162 FAX : 0997-93-4103

E-mail : china08@town.china.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| ・ 専門家派遣費 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| ・ 協議会運営費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ・ セミナー開催費 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| ・ パンフチラシ作成費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|------------------------------|
| 会費収入、知名町育成補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| (1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住所：鹿児島県鹿児島市城山町1-24 鹿児島県中小企業会館3階 TEL099-225-4218 (2) 東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店 支店長 竹内秀夫 住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12-5 TEL 099-225-2301 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| <1. 事前対策> ・巡回経営指導時や窓口にて自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等)について説明する。 ・被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援> ・被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照合し、該当者の保険金請求手続きを支援する。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| (1) 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時に速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに、早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 事業継続の取組み、BCP作成に関する専門家派遣、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。 |
| 連携体制図等 |
| |